

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

77

学 校 名	福岡県立八女農業高等学校
課程又は教育部門	全日制課程

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

いじめの問題への対応は、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。本校におけるいじめ防止のための対策は、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

- (1) いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- (2) いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

全ての教職員の共通認識を図るため、1学期初めの職員研修において、いじめをはじめとする発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等への正しい理解の促進を図り、生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

教職員の異動等によって、教職員間の共通認識の形骸化を防ぐために、年間計画に位置づけた校内研修を学期毎に実施する。情報は全職員で共有する。

いじめは、深刻な人権侵害であり、「いじめを絶対に見逃さない」という強い意志を持つこととどの生徒にも起こりうるということ、「いじめられている生徒を最後まで守り抜く」という信念をもつことを踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。

- (1) いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組やいじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する具体的な取組方法等をあらかじめ定め、これらを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
- (2) 発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図る。
- (3) 未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事等に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり等である。特に、部活動顧問は、部活動に参加する生徒に対し、部室を含め、仲間と共有するスペースや用具等を管理し、安心・安全に活動することができる環境を構築する力を身につけさせる指導を行う。

- (4) 生徒一人一人が自己存在感をもつように、教職員と生徒及び生徒相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努めること。
- (5) 生徒に対し、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなるという認識をもたせる。
- (6) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (7) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (8) 県と連携し、学校基本方針の共通理解をはじめ、きめ細かな対応が必要な生徒について教職員の共通理解を深めるために、いじめの防止等の対策に関する校内研修を実施する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

心理的または、物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、適切に対応することで被害生徒及び情報提供生徒の安全を守る。

いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

○取組

- ①日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。
- ②生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ③定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。
- ④生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
- ⑤インターネットやSNSを利用したいじめについては適切に対応する。

(2) いじめの早期発見のための措置

本校における、いじめの早期発見のための具体的な措置。

- ① 生徒を対象とした「学校生活アンケート」を毎月実施し、4月・9月・1月には無記名による「いじめアンケート」、2月（3年）・3月（2年・3年）は記名による「いじめアンケート」を実施する。また、保護者を対象とした「いじめアンケート」を7月・12月に実施する。
- ② 毎月1回、生徒支援相談・いじめ問題対策委員会を開き、気になる生徒を把握し、組織的にその生徒の対応に当たる。また、学期に1度、学年ごとに指導に係わる教職員で連絡会を持ち、生徒情報の共有を図る。
- ③ 4月と9月に二者面談を実施し、必要に応じて不定期の個人面談や家庭訪問を行う。
- ④ スクールカウンセラーによる相談と訪問相談員の訪問を定期的実施する。
- ⑤ 8月に「いじめ防止に関する研修会」、12月に「スクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカーによる職員研修会」を実施する。
- ⑥ 保健室や相談室を利用し、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、生徒及びその保護者、教職員が、気軽にいじめに関する相談ができる環境をつくる。
- ⑦ 必要に応じて、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関との連携・協力を図る。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

全生徒が、安心・安全に学校生活を送っているか、全教職員で様相観察や指導等を適宜行う。特に、いじめ等のシグナルをうまく表出できない生徒には、アンケート調査や教育相談等を含め、きめ細かな手段等を用いて、情報の収集を行う。いじめ等の発見・通報を受けた場合には、特定の教

職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

いじめの認知については、「被害性に着目した判断」を行い、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会において認知する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

ネット上のいじめへの対応については、生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図る。ネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度ネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を削除することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを理解する。また、ネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るので、生徒に対して、ネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。併せて、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのパトロールなど、ネット上のいじめに対処する体制を整備する。

問題が生じた場合は、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめの「解消」については、単に謝罪をもって安易に解消とすることとしない。

当該生徒及び保護者との面談により確認する。少なくとも次の二つの要件が満たされているか確認する。

①いじめに係る行為が相当の期間、止んでいること（目安は3か月）

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

①いじめの発見・通知（部活動中も含む）

- ・いじめと疑われる行為 → その場でその行為を止めさせる。
- ・いじめの疑いのある事案についての情報→すぐに管理職、生徒指導主事に報告する。
- ・疑いのある事案を把握した段階で、教育委員会へ管理職から第一報を入れる。
- ・相談や訴え → 真摯に傾聴する。

※いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保

②直ちに教職員間での情報共有の対応

- ・いじめの発見・通知を受けた教職員（部活動指導員、非常勤講師等含む）は、一人で抱え込まず、直ちに「いじめ問題対策委員会」による認知を行うとともに情報を共有する（※このことは、部活動指導員、非常勤講師等にも、指導を開始する前に周知する）。
- ・組織的、かつ速やかに関係生徒から事情を聴き取る（**事実確認**）。

※事実確認の結果 → 校長が教育委員会に報告（高校教育課 092-643-3905）

被害・加害生徒の保護者にも連絡

③八女警察署との連携

いじめる生徒に対し指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合、いじめが犯罪行為と認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通す観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

◎被害生徒の安全確保 (個人情報取り扱い、プライバシーに十分に留意)

- ・被害生徒を徹底して守り通すこと、秘密を守ることを伝える。
- ・出来る限り不安を除去する。
- ・複数の教員で、生徒の見守りを行う。
- ・被害生徒に寄り添い支える体制作りを行う。(親しい友人、教職員、家族、地域の人等)
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー、久留米少年サポートセンター、八女警察署生活安全課少年係など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われても、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・事実確認のための聴き取りアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒に対しては、必要に応じてスクールカウンセラー、久留米少年サポートセンター、八女警察署生活安全課少年係など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。また、その際は以下の点に注意する。

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。
- ・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う。(出席停止や警察との連携による措置等)
- ・教育上必要があると認めるときは、懲戒を加える。その際は、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

なお、ホームルーム全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決には、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わらせず、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくようにする。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる(プロバイダに対して速やかに削除を求める)。
※ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっている。
- ② 必要に応じて法務局(八女支局)への協力を求める。
- ③ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに八女警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 学校における情報モラル教育を進めるため教科「農業情報処理」において、必要な知識・技能を

学習する機会を設ける。

- ⑤保護者において、パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどは、大人の目に触れにくく発見しにくいいため、これらについての理解を求める。

(7) いじめの解消

いじめ解消の判断は、「いじめ問題対策委員会」での会議において校長が判断するものとする。

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることとはしない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は、学校「いじめ対策委員会」組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

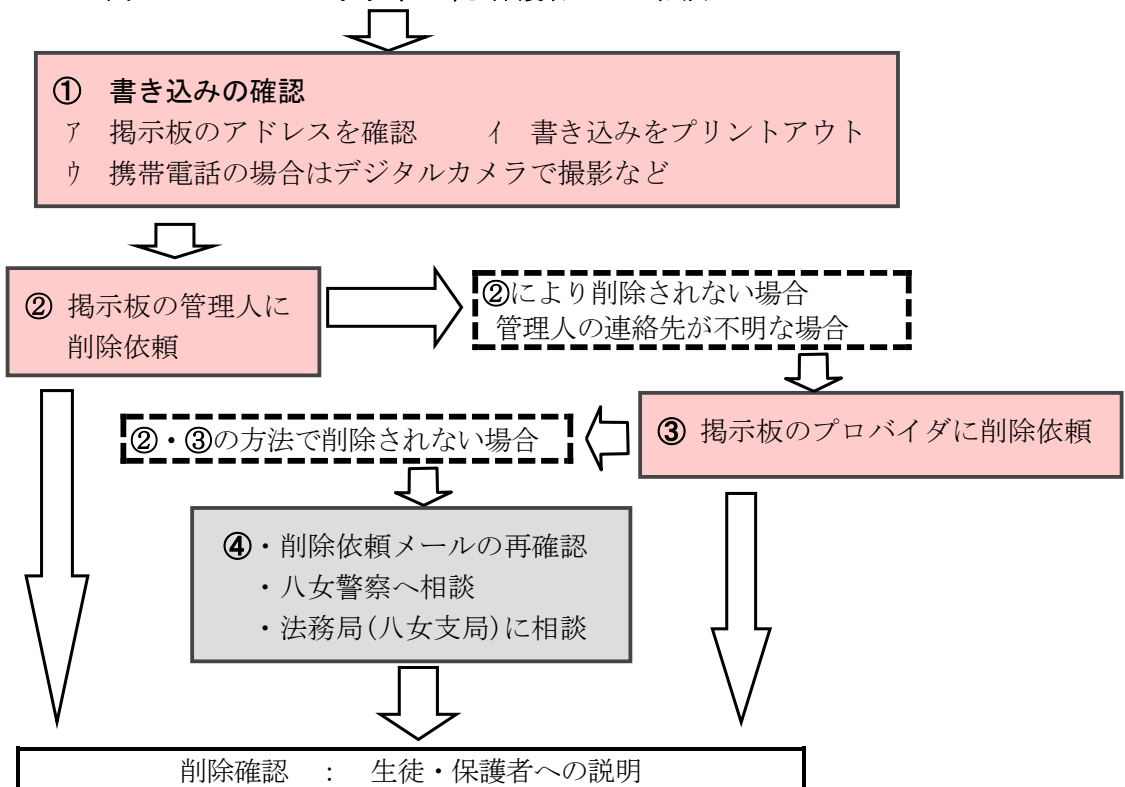
学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。以上をもとにいじめの解消と判断する。

※書き込み等の削除の手順

ネット上のいじめの発見、生徒・保護者からの相談



5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

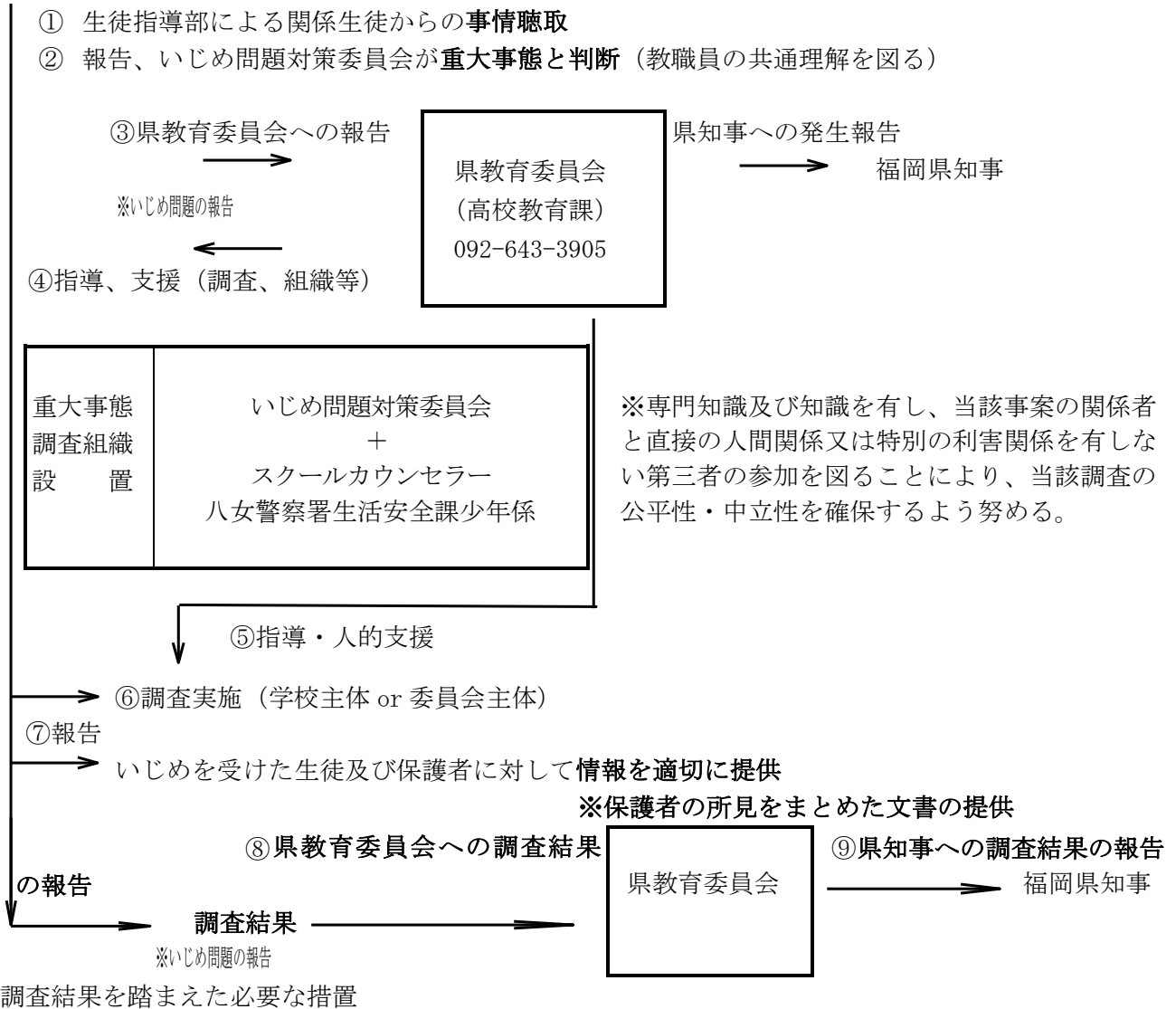
（1）重大事態の発生と調査

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。発生報告は、県教育委員会を通じて県知事へ行う。

（2）調査結果の提供及び報告

調査によって明確となった事実関係については、被害生徒・保護者に対して防止策や適切な情報提供を行うとともに、対応した組織の代表者は、教育委員会へ保護者の所見をまとめた文書等の連絡を通して県知事への速やかな報告を行う。

いじめ問題 対策委員会	校長 教頭 生徒指導担当主幹教諭（委員長）、各学年主任、養護教諭、 就学支援担当、他状況に応じ必要な者（外部専門家）
----------------	---



6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称：生徒支援相談・いじめ問題対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ① いじめ問題対策委員会は学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ④ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- ⑤ 学校基本方針について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ①重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- ②「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意するものとする。
- ③調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的としている。

7 学校評価

学校いじめ防止基本法に基づく取組の実施状況を学校の内外に関わらず、いじめの起こりにくい環境づくりや防止に努めるため、様々な手段を講じていじめに関する情報収集を行うよう位置付け、学校のいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「いじめ防止対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、いじめ防止への対策を点検し、実情に応じて見直し、より実効性の高い取組を目指しいじめを未然に防ぎ、早期発見に努め、その結果を指導の改善に活かすようにする。

特に、いじめの防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対応マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・三者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止の等のための取組の改善を図る。

- ①いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。
- ②いじめの取組に関する評価は、学校いじめ防止基本方針に位置づけされたPDCAサイクルに基づき行う。